

都市再生推進事業費補助交付要綱

第1編 総 則

第1条 通則

都市再生推進事業費補助（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）、都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-2号、都計発第35-2号、住街発第23号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第1条の2 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、都市再生推進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は地方公共団体以外の施行者（国が直接補助をする場合の独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社を除く。）に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う都市再生推進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不相当である場合は、この率によらないことができる。

第1条の3 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、都市再生推進事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第2編 都市再生総合整備事業

第1章 都市再生総合整備事業（総合整備型）

第2条 補助対象

補助金の交付対象は、次の各項に掲げる費用とする。

1 都市・居住環境整備基本計画の策定に要する費用

都市・居住環境整備重点地域全体について、都市・居住環境整備基本計画を地方公共団体が策定するために要する費用

2 整備計画の策定及びコーディネートに要する費用

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下この編において「機構」という。）、民間事業者等が行う整備計画の策定及び地方公共団体、民間事業者等が行うコーディネートに要する費用

3 特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用

地方公共団体又は機構が、都市の再構築の推進に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設の整備に要する費用で次に掲げるものとする。

一 調査設計費

調査及び設計に要する費用

二 施設整備費

用地費及び施設の建設に要する費用

4 特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用

地方公共団体、機構、民間事業者等が、特定地区内において別表中に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、別表中Ⅲに掲げる地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター及びアーバンマネジメントセンター（以下「センター施設」という。）については、地方公共団体、機構、地方公共団体又は機構の出資又は拠出によって設立された法人（以下「第3セクター」という。）が行うものに限り、別表中Ⅰに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、地方公共団体、機構、第3セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。

5 特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

特定地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

第2条の2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。ただし、別表中Ⅰに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に対する補助金の合計額は1特定地区当たり2,000,000千円又は特定地区面積に1ha当たり40,000千円を乗じたもののいずれか小さい額を限度とする。

1 地方公共団体に対する補助

国が交付する補助金の額は、地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。ただし、別表中に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

2 機構に対する補助

国が交付する補助金の額は、機構が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）に要する費用（事務費を含む。ただし、コーディネートに要する費用を除く。）の2分の1以内とする。ただし、別表中に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

3 地方公共団体の補助に対する国の補助

国が交付する補助金の額は、地方公共団体が都市再生総合整備事業（総合整備型）を行う者に対して補助する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該事業に要する費用の3分の1以内とする。

第2章 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

第3条 都市拠点形成支援施設整備事業

1 補助対象

補助金の交付対象施設及び交付対象費用は、次に掲げる各項のとおりとする。

一 整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用

地方公共団体、機構、民間事業者等が、整備地区内において別表に掲げる施設を整備するために要する費用。

ただし、別表中Ⅲに掲げる高次都市施設については、以下の地区において実施されるものに限る。

イ 地域交流センター等及び複合交通センター

次の(1)～(3)をすべて満たす地区に限る。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区で都市の基盤の一体的整備を行うことにより有効な利用が図られるべき鉄道操車場跡地、工場跡地、新市街地、沖合人工島、既成市街地内の低未利用地等の開発可能地を含むもの（以下「新たな都市拠点として整備すべき地区」という。）であること。
- (2) 基幹的事業が土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等であること。
- (3) 基幹的事業が土地区画整理事業の場合は地区の面積がおおむね10ha以上、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が10,000㎡以上であること。

ロ アーバンマネジメントセンター

広域的な再開発の実施が確実と認められ、かつ、一定期間に集中的、段階的に土地利用の高度化及び都市機能の集積が行われると認められる地区（以下「広域的な再開発の実施が確実と認められる地区」とする。）であること。

ハ 人工地盤等

次のいずれかに該当する地区であること。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区
- (2) 魅力とにぎわいのある商業地域の整備として、土地の複合高度利用を図るべき地区
- (3) 中心市街地等で人々の交流の拠点となる地区
- (4) 道路、鉄道、大規模建築物等により市街地が分断され、一体的整備を図る必要性が高い地区
- (5) 公園、広場等の公共空間が少なく、環境・防災上の観点から公共空間確保の必要性が高い地区

また、別表中Ⅱに掲げる高質空間形成施設のうち地域冷暖房施設については、新たな都市拠点として整備すべき地区又は広域的な再開発の実施が確実と認められる地区

において実施されるものに限る。

二 整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

整備地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

三 総合基本設計書の策定に要する費用

市町村（特別区を含む。）が、総合基本設計書の策定のために要する費用

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。ただし、別表中Ⅰに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に対する補助金の合計額は1整備地区当たり2,000,000千円又は整備地区面積に1ha当たり40,000千円を乗じたもののいずれか小さい額を限度とする。

イ 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ロ 機構が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ハ 協議会が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ニ 地方公共団体以外の者が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）（センター施設については、第3セクターが行うものに限り、別表中Ⅰに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、機構、第3セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。）については、地方公共団体から当該事業を行う者への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内とする。

第3条の2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

1 採択基準

国庫補助の対象となる都市拠点形成支援基盤整備促進事業（以下「促進事業」という。）は、当該事業と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準及び次に掲げる基準に合致するものとする。

一 一般的基準

次に掲げる基準のいずれかに合致するものであること。

イ 都市拠点形成支援施設整備事業（以下「整備事業」という。）の施行地区（以下「整備地区」という。）内に当該整備地区の拠点となる地域文化施設等の中核的施設（以下「中核的施設」という。）の整備が予定されているものであること。また、促進事業の実施により、中核的施設以外の民間建築物が早期に整備されることが確実であると認められること。

ロ 都市再生推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第3条の2第1項(1)に掲げる事業（以下「都市再開発事業」という。）に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により都市の再開発を促進し、地域の活性化が促進される見込みが明らかなものであること。ただし、都市再開発事業が市街地再開発事業及び土地区画整理事業の場合にあっては、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の

国庫補助採択基準又はこれらに関する公共施設管理者負担金の採択基準に適合するものであること。

二 施設別基準

イ 道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路に関する事業で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区内の主要な道路
- (2) 整備地区と整備地区外の主要な道路、最寄主要駅等交通上の重要拠点とを連結する道路のうち、整備事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの
- (3) 都市再開発事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

ロ 都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道等に関する事業で、原則として、整備地区内又は都市再開発事業の事業地区（以下「事業地区」という。以下同じ。）内において行われるものであること。

ハ 下水道

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）の事業認可を得て行われる下水道事業で、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区内又は事業地区内の主要な管渠
- (2) 整備地区と整備地区外又は事業地区と事業地区外の主要な管渠若しくは流域下水道の管渠を結ぶ公共下水道の管渠又は流域下水道の管渠で、整備事業又は都市再開発事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの
- (3) 整備地区内、事業地区内、整備地区から適切な放流地点に至るまで又は事業地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

ニ 河川

一級河川（直轄区間を除く。）、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区を通過し、若しくは整備地区に接する河川の部分又は整備地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、整備事業と一体的に整備することが必要なもの
- (2) 事業地区を通過し、若しくは事業地区に接する河川の部分又は事業地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、都市再開発事業と一体的に整備することが必要なもの
- (3) 整備事業又は都市再開発事業に関連して整備することが必要とされる防災調節池又は雨水貯留施設

ホ 広場等

道路敷地外の空間を活用して、安全かつ円滑な道路交通の確保のために必要な広場（人工地盤及びそれと一体的に整備されるエスカレーター等の昇降装置を含む。）等の歩行者空間を都市再開発事業に起因して緊急に整備することが必要な事業（都市再開発事業

の事業地区に接して整備されるものに限る。)で、地方公共団体が行うものであること。

へ バスターミナル

道路敷地外において安全かつ円滑な道路交通の確保のため緊急に整備することが必要なバスターミナルに関する事業（事業地区内において都市再開発事業により整備される建築物と合築されるものに限る。）で、都市再開発事業の施行者が行うものであること。

2 開発事業計画書

一 開発事業者（整備地区内において開発行為、主要な建築物の整備を行うもの又は都市再開発事業の施行者をいう。以下同じ。）は、促進事業の実施を要望する場合、あらかじめ関係地方公共団体の関係部局と協議の上、開発事業計画書を作成し、関係都道府県の都市計画部局又は再開発部局に提出するとともに、関係市町村の都市計画部局又は再開発部局に送付するものとする。

二 都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、開発事業者（地方公共団体等の公的主体に限る。）は、公共施設整備費の一部を負担できる場合に限り、地方公共団体に対して促進事業の費用の一部を負担することを明らかにした上で、促進事業による公共施設の整備を要望できるものとする。

なお、促進事業の事業費と開発事業者が負担する費用（以下「負担費用」という。）の合計（以下「対象施設整備費」という。）に占める負担費用の割合は、次の各号に掲げる地域において、当該各号に定める割合とする。

イ 整備地区が次に掲げる地域内に存する場合 対象施設整備費のおおむね 1 / 4

- (1) 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に規定する既成市街地
- (2) 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に規定する既成都市区域
- (3) 名古屋市の区域
- (4) 指定都市及び首都圏整備法に規定する近郊整備地帯内の人口 25 万人以上の都市のうち、都市局長が別に定めるものの区域

ロ 整備地区が上記以外の地域内に存する場合、対象施設整備費のおおむね 1 / 6

三 開発事業計画書には、対象とする整備地区又は事業地区における、制度要綱に基づき市町村が定める都市拠点整備総合計画（以下「都市拠点整備総合計画」という。）の概要及び関連公共施設の整備に関する事項（開発事業者の負担に関する事項を含む。）を記載するものとする。

四 開発事業者は、開発事業計画書を作成する場合には、都市拠点整備総合計画に基づいて行うものとする。

五 地方公共団体は、都市拠点整備総合計画の実現を促進するため、開発事業計画書の作成に関し、開発事業者に対し都市整備上の観点から必要な指導又は助言を行うものとする。

3 補助金交付申請等

都市拠点形成支援基盤整備促進事業に係る補助金の交付申請等については、特別の定めがある場合を除くほか、促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業の補助金の交付に関する規定の例による。

第 3 条の 3 都市拠点形成特定事業調査

1 補助対象

補助金の交付対象は、地方公共団体、機構又は協議会が行う次の各号に掲げる調査とする。

- 一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査
 - 二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査
- 2 補助金の額
- 一 地方公共団体等への補助
国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構又は協議会に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
 - 二 地方公共団体の補助に対する補助
国は、都道府県が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内を、当該都道府県に対し、補助することができる。

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 地区現状調査
 - 二 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査
 - 三 地区整備構想及び整備プログラムの作成
 - 四 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
 - 五 地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整
 - 六 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整
 - 七 事業推進、事業化に係る調整等
 - 八 事業完了後のまちづくり活動支援（機構が事業を実施した地区に限る）
 - 九 事前防災まちづくりに関する研修
- 2 この補助金の補助率は、制度要綱第1条の2第2項第三号イにおいて定める事業においては2分の1以内（昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち平成19年度までに採択された地区において当該事業を行う場合並びに第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において都市機能誘導の促進のために当該事業を行う場合、第4条の3第2項第九号に規定する区域を含む地区において広域連携まちづくりを行うために当該事業を行う場合及び第4条の3第2項第十四号に規定する地域を含む地区において事前防災まちづくりのために当該事業を行う場合においては、4分の3以内）とする。
- 3 この補助金の限度額は、100万円／ha・年とする。ただし、第1項第九号において定める事業については適用しない。
- 4 この補助金の経費は、上記事業に要する費用とする。
- 5 機構に対してこの補助金を交付する場合における補助対象は、令和10年度までに着手する事業とする。

- 6 都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行うコーディネートの結果等により、都市再生を実現するための市街地整備等について、具体的な事業手法と事業計画、事業における民間事業者と地方公共団体等との役割分担、事業の採算性確保、事業の施行予定者と執行体制、事業リスクと対応策等が関係者間で確認され、将来の受益に応じた負担を関係者に訴求することが可能な検討熟度に至った場合、その後の都市再生コーディネートは対象外とする。

第4章 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助率

- 1 この補助金の交付対象となる経費は、都市計画区域内の都市基盤整備事業が予定される地区における法定外公共用財産の官民境界確定に要する経費とする。
- 2 この補助金の補助率は、2分の1とする。

第5章 削除

第3編 都市再生区画整理事業

第6条 補助対象

本編で定める補助金の交付対象は、制度要綱第3編に定める都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業及び都市再生区画整理統合補助事業とする。

第6条の2 定義

本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。

- 一 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
 - イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあっては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。
- 二 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

三 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される土地
区画整理法（昭和29年法律第119号。この号において「法」という。）第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少
することとなる地区（以下「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

(1) 主要駅付近又は中心市街地にあつて、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地
地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。

(2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、
施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの
概ね80パーセント以上である地区であること。

(3) 土地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積
の合計が、当該地区の面積の概ね30パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下「過小宅地対策地区」
という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね30以上
であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の
宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

ハ 法第93条第2項の規定に基づく事業が行われる地区（都市機能誘導区域内の主要駅
付近又は中心市街地に限る。以下第3編関係部分において「高度利用・防火対策地区」
という。）のうち、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及
び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、概ね
30以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及
び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、当該
地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲
げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地
を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、
過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要となる額を限度と
し、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定
められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要となる額を
限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるもの
をいう。

(1) 緑地の整備に要する費用

- (2) 広場の整備に要する費用
- (3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用
- (4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用
- (5) 児童遊園の整備に要する費用
- ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

- ① 消防施設の整備に要する費用
 - ② 避難施設等の整備に要する費用
 - ③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用
 - ④ 監視装置の整備に要する費用
 - ⑤ 避雷施設の整備に要する費用
 - ⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用
 - ⑦ 公共用通路の整備に要する費用
- 都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

$$\text{工事費算定式：} P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1 : 補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用（条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次の a から e までの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式：} P = C \times (S1 / S2) + E$$

P : 共用通行部分の整備に要する費用

C : 立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S 1 : 補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2 : 立体換地建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50 平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部分 20 平方メートル

- b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの

(b) 住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

- c 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第2条第2項に規定する拠点地区内、都市活力再生拠点整備事業制度要綱（昭和62年6月30日付け建設省都再発第55号）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又は市街地再開発事業（組合施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）の土地地区画整理事業である場合

- d 次の要件を満たすものである場合

(a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。

(b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。

(c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。

(d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。

- e 制度要綱第3編第6条の3第2項第三号の要件に該当する地区内の土地地区画整理事業である場合

⑩ 特殊基礎工事に要する費用

次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地

方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

- a 三大都市圏の既成市街地等及びこれらに接続して市街地を形成している区域
- b 指定都市及び道府県庁所在の市の区域
- c 制度要綱第1条の2第13項第八号に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和27年法律第231号）第51条に規定する航空障害灯の整備に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）とし、概ね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

五 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

六 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

七 「不燃領域率」とは、不燃領域面積を地区面積で除した数値をいう。なお、不燃領域面積は、次の式により算定するものとする。

不燃領域面積＝空地面積（短辺又は直径40m以上かつ面積が1500㎡以上の水面、公園、運動場、学校及び一団の施設等の面積又は幅員6m以上の道路面積をいう。以下同じ。）の合計の値＋（地区面積－空地面積の合計の値）×全建物の建築面積のうち耐火建築物が占める割合

八 「避難路等沿道耐火建築物等」とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第十号の地域防災計画に定められた又は定められることが確実な避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地

で、かつ、次の(1)及び(2)に該当する区域において整備されることが確実なものをいう。

(1) 防火地域又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内で、次のいずれかに該当すること。

(a) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条の規定により締結された建築協定において、建築物の地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。

(b) 都市計画法第8条第1項第三号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域(高度地区にあつては、建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められているものに限る。)内にあること。

(c) 特定防災街区整備地区の区域(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)内にあること。

(d) 都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域(当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。)内にあること。

(2) 次のいずれかを満たす区域であること。

(a) 避難路に係るものにあつては、避難路の境界から概ね30メートルの範囲の土地の区域

(b) 避難地に係るものにあつては、後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては、後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するための建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

ロ 施行地区の不燃領域率40%を確保するために必要な建築物で、整備されることが確実なものをいう。

九 「防災関連施設整備費」とは、都市防災推進事業制度要綱(平成20年3月31日国都防発第76号)第2条第9項に規定する地震に強い都市づくり推進5箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

十 「まちなみ形成建築物等」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的まちなみ形成に資する建築物等をいう。

十一 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池及び都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号ロに規定する地区施設として位置付けられた雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等の整備に要する費用をいう。

十二 「浸水対策整地費」とは、本事業において行われる浸水対策上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

十三 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用(土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く)をいう。

十四 「エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定」とは、エリアマネジメントを推進するために締結する施行者、公共施設管理者（土地区画整理法第 106 条第 1 項に規定する市町村その他の公共施設を管理すべき者をいう）並びに公共施設の整備及び管理を行う者間の協定をいう。

十五 「エリアマネジメント活動拠点施設整備費」とは、次に掲げる要件を満たすエリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備に要する費用をいう。

イ 施行者、エリアマネジメント団体及び地方公共団体間で、当該施設の整備・管理の方法及び費用負担について締結した協定に基づくものに限る。

ロ 新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下第 3 編関係部分において「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下第 3 編関係部分において「省エネ基準」という。）に適合すること（ただし、建築物省エネ法第 18 条により適用除外となる建築物を除く）。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 ㎡未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準に適合すること（ただし、建築物省エネ法第 18 条により適用除外となる建築物を除く）。

十六 「地籍整備費」とは、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の指定を受けた測量成果により施行地区内の土地の登記を申請又は嘱託する土地区画整理事業において実施される事業施行のための測量、換地計画の作成（換地図の作成に限る。）、換地処分及び登記に要する費用（地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成 22 年 4 月 1 日付国土国第 417 号）に基づく補助金（以下第 3 編関係部分において「地籍整備推進調査費補助金」という。）の交付を受けずに実施されるもの）に限り、施行地区面積 1 ha 当たり 100 万円として算出した額と 550 万円の合計に 2/3（地方公共団体施行の場合は 1）を乗じた額を限度とする。）をいう。

第 6 条の 3 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。

1 都市再生事業計画案作成事業

一 制度要綱第 6 条の 3 第 1 項第一号及び第二号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の 3 分の 1 以内とする。

二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第 6 条の 3 第 1 項第一号ロ、ハ、ニ又はホ及び同第二号ロ又はハ要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の 2 分の 1 以内とする。

三 制度要綱第 6 条の 3 第 1 項第三号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の 2 分の 1 以内とする。

四 制度要綱第 6 条の 3 第 1 項第四号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用（事務費を含む。）の 2 分の 1 以内とする。

2 都市再生土地区画整理事業

一 制度要綱第 6 条第 1 項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、制度要綱第 6 条の 3 第 2 項又は第 3 項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲

げる費用の合計の3分の1以内とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

- イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む。）
- ロ 宅地整地費
- ハ 移転移設費
- ニ 公共施設工事費
- ホ 公開空地整備費
- ヘ 供給処理施設整備費
- ト 電線類地下埋設施設整備費
- チ 減価補償費
- リ 立体換地建築物工事費
- ヌ 仮設建築物整備費
- ル 防災関連施設整備費
- ヲ 浸水対策施設整備費
- ワ 営繕費
- カ 機械器具費
- ヨ エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- タ 事務費

二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イからタに掲げる費用の合計の2分の1とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

三 制度要綱第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第一号イからタに掲げる費用の合計の2分の1とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

四 制度要綱第6条第1項第二号ホに掲げる事業のうち、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 公共施設充当用地の取得費
- ロ 事務費

五 第一号及び第二号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。

$$\begin{aligned} \text{補助基本額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \times \text{地区面積} \\ & \times \text{用地単価} \times A \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費} \end{aligned}$$

+ 浸水対策整地に係る移転補償費
 + 電線類地下埋設施設整備費
 + 公開空地整備費
 + 防災関連施設整備費
 + 浸水対策施設整備費
 + 土壌汚染調査費
 + 浸水対策整地費
 + エリアマネジメント活動拠点施設整備費
 + 地籍整備費
 + 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1／3

$A = 2 / 3$ （ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、制度要綱第6条の3第3項の要件に該当する地区において行われる事業については0とする。）

ただし、補助基本額の算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。

イ 公共用地率は、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業以外の事業については、事業実施前の公共用地率が15パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は15パーセント又は土地所有者（過小宅地の所有者は除く。）が建築基準法第43条の規定に基づいて道路幅員4mを確保した状態の公共用地率として算定する。また、事業実施前の公共用地率を算定するに当たっては、制度要綱第6条第1項の第二号ホにより取得した土地を事業実施前の公共用地とみなすこととする。

ロ 事業に要する公共施設整備費は、仮設建築物整備費（仮住居費等に基づき算定する移転補償費を上限とする。）を含めて算定することができることとする。

ハ 前項に加え、事業に要する公共施設整備費は、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を含めて算定することができることとする。ただし、次に掲げる要件に該当するものに限る。

(1) 安全市街地形成重点地区で行われる事業であること。

(2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業であること。

ニ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。

(1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。

(2) 居住誘導区域内であり、かつ、人口密度が40人/ha以上の区域内で行われる事業であること。

(3) 立地適正化計画に地区の浸水対策が記載されており、当該立地適正化計画に即して実施される事業であること。

(4) 移転方法が集団移転（複数の建築物等を同時期に移転する方法）であること。

ホ 土壤汚染調査費については、土壤汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業であり、かつ、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。

ヘ 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1／3については、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。

ト 地区施設として位置付けられたもの以外の調整池については、その整備に要する費用の1／3を乗じた額を浸水対策施設整備費として算定する。

チ 事業に要する公共施設整備費のうち公園整備に必要な費用について、人口20万人以上の地方公共団体が施行する土地区画整理事業において概算事業費10億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設について社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー12－（1）の2．の第2項に規定するPPP/PFI手法及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

六 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額の2分の1を限度とする。

七 第三号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第4項の要件に該当する地区において行う事業については、第五号の式により算定した額の2分の1を限度とする。

八 第四号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。

$$\text{補助限度額} = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A$$

$$A = 2 / 3 \quad (\text{ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、} \\ \text{道路用地について1})$$

ただし、事業実施前の公共用地率が15パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は15パーセントとして算定する。また、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

九 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額の2分の1を限度とする。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

一 制度要綱第6条第1項第三号イに掲げる事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

イ 調査設計費

- ロ 宅地整地費
- ハ 移転移設費
- ニ 公共施設工事費
- ホ 公開空地整備費
- ヘ 供給処理施設整備費
- ト 電線類地下埋設施設整備費
- チ 減価補償費
- リ 立体換地建築物工事費
- ヌ 防災関連施設整備費
- ル 浸水対策施設整備費
- ヲ 営繕費
- ワ 機械器具費
- カ エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- ヨ 事務費

二 制度要綱第6条第1項第三号ロに掲げる事業については、次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 仮設住宅等の整備に要する費用
- ロ 事務費

三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補助限度額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\
 & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\
 & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\
 & + \text{立体換地建築物工事費} \\
 & + \text{都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費} \\
 & + \text{浸水対策整地に係る移転補償費（第2項第五号ニの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）} \\
 & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\
 & + \text{公開空地整備費} \\
 & + \text{防災関連施設整備費} \\
 & + \text{浸水対策施設整備費} \\
 & + \text{土壤汚染調査費} \\
 & + \text{浸水対策整地費（第2項第五号ニの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）} \\
 & + \text{公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費} \\
 & + \text{エリアマネジメント活動拠点施設整備費} \\
 & + \text{地籍整備費}
 \end{aligned}$$

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項第五号トによるものとする。

4 緊急防災空地整備事業

制度要綱第6条第1項第四号に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、当該用地を取得するのに要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第9項第一号に該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の減価補償費の80パーセントを限度とし、制度要綱第6条の3第9項第二号から第四号のいずれかに該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の80パーセントを限度とする。

5 都市再生区画整理統合補助事業

制度要綱第6条第1項第五号に掲げる事業については、当該事業を構成する要素事業ごとに、それぞれ同種の事業について第1項から第4項の定めるところに従うものとする。

第4編 削除

第7条から第7条の2まで 削除

第5編 削除

第1章 削除

第8条から第8条の2まで 削除

第2章 削除

第9条から第9条の3まで 削除

第6編 削除

第10条から第10条の2まで 削除

第7編 削除

第11条 削除

第8編 まち再生総合支援事業

第1章 まち再生出資事業

第12条 補助金の交付対象及び補助金の額

1 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる支援を行うために置くまち再生基金の造成に要する費用とする。

一 民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第71条第1項第一号イからホまでに掲げ

る方法による、認定整備事業者（同法第 65 条に規定する認定整備事業者をいう。）の認定整備事業（同法第 67 条に規定する認定整備事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等並びに同法第 71 条第 1 項第一号の政令で定める公益的施設（民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設））、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

二 民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第 103 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定誘導事業者（同法第 97 条に規定する認定誘導事業者をいう。）の認定誘導事業（同法第 99 条に規定する認定誘導事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等及び同法第 103 条第 1 項第一号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

三 民間都市開発推進機構が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定事業者（同法第 9 条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第 11 条に規定する認定事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

2 前項の支援を受けて整備される新築の建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この章において「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この章において「省エネ基準」という。）に適合しなければならない。ただし、同法第 18 条の規定により適用除外となる建築物についてはこの限りでない。

第 2 章 削除

第 13 条 削除

第 3 章 まちづくりファンド支援事業

第 14 条 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助対象

1 この補助金の交付対象は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条及び第 14 条の 4 において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に、民間都市開発推進機構が出資による支援を行うために要する費用とする。

- 一 有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合
- 二 株式会社、合同会社その他の会社

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、当該民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施す

る者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。

- 二 前号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。
- 三 金融機関又は金融機関の投資専門子会社からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

第14条の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助対象

1 この補助金の交付対象は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条及び第14条の4において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行うために要する費用とする。

- 一 公益信託
- 二 公益法人
- 三 市町村長が指定するNPO等の非営利法人（都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により都市再生推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないもの（以下「指定まちづくり会社」という。）を含む。）
- 四 復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村及びその市町村が属する道県が出資する会社（株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体の有する議決権の割合が100分の3以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに地方公共団体があること。）であって、民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないものをいう。）

五 地方公共団体が設置する基金

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業を実施する者への助成等（指定まちづくり会社が自ら行う民間まちづくり事業若しくは復興まちづくり会社が特定被災地方公共団体である市町村の区域内において自ら行う民間まちづくり事業への支出又は指定まちづくり会社（民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。）、復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体である市町村の区域内において民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。）若しくは民間事業者（民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。）への出資を含む。）又はその助成等を実施するために必要な初期費用（前項第一号から第四号までのいずれかのものがまちづくりファンドの運営を開始するために必要な初期費用に限る。）に充てられることが確実であること。

- 二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング（インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。）を活用する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理等協定（以下「都市利便増進協定等」という。）に基づく民間まちづくり事業であること。
- 三 前号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。
- 四 地方公共団体からまちづくりファンドへの資金拠出（都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドにあっては、地方公共団体が個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出）が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。
- 3 第一項の支援の対象とするまちづくりファンドの選定に当たっては、民間都市開発推進機構に設置する、有識者から成る選定委員会の議を経るものとする。

第14条の3 まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）の補助対象

- 1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド（投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合をいう。以下この条及び第14条の6において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に出資による支援を行う。
- 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
- 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現又は脱炭素社会の実現に資する次に掲げる民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。
 - イ テレワーク拠点等の整備を伴う事業
 - ロ 緑・オープンスペース等の整備を伴う事業
 - ハ 建築物の環境性能の向上に資する設備の整備を伴う事業
 - 二 前号の民間まちづくり事業が、老朽ストック（築20年以上の建築物）を活用した事業であること。ただし、前号ハに掲げる事業であって、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合していない建築物に係る事業についてはこの限りでない。
 - 三 第1号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。
 - 四 金融機関等からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見

込まれること。

第14条の4 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助金の額等

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの出資に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。
- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する出資金額はまちづくりファンドの総資産額の2分の1の額を限度とする。
- 3 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する支援期間は最長20年とする。なお、まちづくりファンドが出資又は社債の取得をした各民間まちづくり事業を実施する者からの回収期間については最長10年を目途とする。

第14条の5 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助金の額

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの資金拠出に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。
- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する拠出金額は1億円（ただし、都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドに対して資金拠出を行う場合にあっては、この限りでなく、地方公共団体が個人若しくは法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出の額）を限度とする。ただし、民間都市開発推進機構が資金拠出した後のまちづくりファンドの総資産額（民間企業等からまちづくりファンドへの資金拠出がある場合には、当該資金の拠出額を地方公共団体の拠出額とみなして、当該総資産額に含めることができる。）の2分の1の額を超える資金拠出は行わないものとする。
- 3 民間都市開発推進機構は、都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドに対して資金拠出を行う場合において、当該まちづくりファンドに対して最初の資金拠出を行った日から起算して五年を経過したときに、当該まちづくりファンドに民間都市開発推進機構の拠出金の残額がある場合には、当該残額の返還を受けなければならない。

第14条の6 まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）の補助金の額等

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの出資に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。
- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する出資金額はまちづくりファンドの総資産額の3分の2の額を限度とする。
- 3 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する支援期間は最長20年とする。なお、まちづくりファンドが出資又は社債の取得をした各民間まちづくり事業を実施する者からの回収期間については最長10年を目途とする。

第4章 民間都市開発事業支援事業

第14条の5 補助金の交付対象及び補助金の額

- 1 この補助金の交付対象は、次に掲げる業務を行う上で必要不可欠な資本を確保するために

置く民間都市開発事業支援業務引当金の造成に要する費用とする。

- 一 都市再生特別措置法第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。）
 - 二 都市再生特別措置法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。）
- 2 この補助金の額は、予算の範囲内において、資本の確保を支援するため、民間都市開発事業支援業務引当金の造成に要する費用とする。

第 9 編 削除

第 15 条から第 15 条の 2 まで 削除

第 10 編 削除

第 16 条から第 16 条の 2 まで 削除

第 11 編 国際競争拠点都市整備事業

第 1 章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第 17 条 補助金の交付対象等

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第 11 編第 1 章第 20 条に定める補助対象事業ごとに次の各項に定めるところによる。なお、「当該地域の拠点となる駅」とは、日乗降客数 10 万人以上の鉄道駅、又は都市再生特別措置法第 19 条の 2 の規定に基づき、作成される整備計画に位置づけられた国際競争力強化施設のうち国際会議場施設の主たる乗降先となる鉄道駅とする。

1 道路の新設又は改築に関する事業

- 一 次の(1)～(5)に掲げる道路の新設又は改築に関する事業を交付対象とする。
 - (1) 以下の①、②のいずれかに該当する道路の新設又は改築。なお、一般国道を除くものとし、大規模な事業（高規格幹線道路及び地域高規格道路）についても除くものとする。
 - ① 国際空港へのアクセス道路
 - ② 国際空港へアクセスする高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道へのアクセス道路（一次アクセス道路）
 - (2) 当該地域の拠点となる駅から国際空港へのアクセス改善につながる連続立体交差事業
 - (3) 交通結節点改善（当該地域の拠点となる駅の関連施設の整備に限る）
 - (4) 市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準の 1 を満たす市街地再開発事業における道路の整備
 - (5) 土地区画整理事業採択基準を満たす土地区画整理事業における道路の整備
- 二 国は、予算の範囲内で、前号(1)から(4)に定める事業の費用については地方公共団体、前号(5)に定める事業の費用については地方公共団体又は機構に対して、当該費用の一部を補助することができる。

- 三 補助金の額は、第一号(1)から(4)に定める事業については、事業費に別表－２の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じた額とする。第一号(5)に定める事業については、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）の規定によるものとする。ただし、補助率については、沖縄振興特別措置法第１０５条第１項の規定に関わる事業にあつては補助基本額の１０分の９とし、それ以外のものにあつては補助基本額の２分の１とする。
- 四 第一号(5)に定める事業について、第二号、第三号に定める事項以外の事項については、公共団体等区画整理補助事業実施要領、組合等区画整理補助事業実施要領の規定に従うものとする。
- ２ 鉄道施設の建設又は改良に関する事業
- 一 鉄道事業法第８条第１項に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含む）の建設又は改良に関する事業で、当該地域から国際空港へのアクセス改善につながるもの（軌道施設については地域内から当該地域の拠点となる駅へのアクセス改善につながるもの）を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、鉄道施設の建設又は改良に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又は鉄道施設の建設又は改良に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。
- ３ バス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備に関する事業
- 一 バス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備（停留所、走行空間、車両基地等に関する施設であつて、車両（車両改造を含む。）を除く。以下同じ。）に関する事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体又は協議会が実施する事業にあつては、バス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又はバス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。
- ４ バスターミナルの整備に関する事業
- 一 国際空港へのバス路線の予定があるなど、当該地域の主要なバスターミナルの整備に関する事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、バスターミナルの整備に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又はバスターミナルの整備に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。

5 鉄道駅周辺施設の整備に関する事業

- 一 当該地域の拠点となる駅に関連する鉄道駅周辺施設の整備に関する事業を交付対象とする。（ただし、対象となる駅が日乗降客数10万人未満の鉄道駅である場合には、制度要綱第11編第1章第17条のうち、歩行者通路（エレベーター等バリアフリー施設を含む）、歩行者広場、歩行者用デッキ（いずれも都市再生特別措置法第19条の2の規定に基づく国際競争力強化施設のうち国際会議場施設内に整備するものを除く）に限る。）
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、鉄道駅周辺施設の整備に要する費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（対象となる駅が日乗降客数10万人以上の鉄道駅である場合に限る。）には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は鉄道駅周辺施設の整備に要する費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

6 市街地再開発事業

- 一 市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準のIに該当する市街地再開発事業で、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号 建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて）の第4のIに規定する公共団体施行事業又は再開発組合等事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱第6のIに定める額とする。

7 土地区画整理事業

- 一 制度要綱第3編第6条第1項に定める都市再生区画整理事業で、制度要綱第3編第6条の3に定める要件に該当する地区で実施される事業を交付対象とする。
- 二 制度要綱第3編第6条の2に定める事業主体が前号に定める事業を行う場合、国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は機構に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、制度要綱第3編第6条の5及び6の規定に従い、交付要綱第3編第6条の3に定める額とする。

8 史跡等一体都市開発事業

- 一 文化財保護法による国指定の史跡等の保存と都市開発の両立を図る都市開発事業における施工方法や建築物の構造の変更に関する事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することが出来る。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、史跡等一体都市開発事業として建築物及びその敷地の整備に要する費用のうち国指定の史跡等の保存に必要な施工方法や建築物の構造の変更に伴う追加費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は史跡等一体都市開発事業として建築物及びその敷地の整備に要する費用のうち国指定の史跡等の保存に必要な施工方法や建築物の構造の変

更に伴う追加費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

- 9 第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に関する事業
 - 一 第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、3Dマップ、高度情報センターその他の先端的な技術を活用した施設等）の整備に関する事業を交付対象とする。ただし、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供される場合に限る。
 - 二 国は、予算の範囲内で、スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者である地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することが出来る。
 - 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に要する費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に要する費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第18条 補助金の交付対象等

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第11編第26条に定める補助対象事業ごとに次の各項に定めるところによる。

- 1 促進計画策定調査
 - 一 制度要綱第24条に定める国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
 - 二 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
 - 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内とする。
- 2 事業計画策定調査
 - 一 制度要綱第25条に定める国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
 - 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
 - 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。
- 3 都市再生土地区画整理事業
 - 一 制度要綱第26条第3項第一号に定める都市再生土地区画整理事業に要する費用を交付対象とする。なお、制度要綱第26条第3項第一号に定める読み替えを行うものとする。
 - 二 国は、予算の範囲内において、土地区画整理事業施行者に対し、前号に定める事業の費

用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、制度要綱第3編第6条の5及び6の規定に従い、交付要綱第3編第6条の3第2項に定める額とする（ただし、交付要綱第3編第6条の3第2項第一号ワ及びヨ、第二号ロ、第三号の補助限度額における土壌汚染調査費及び第四号ホは対象外とする。また、同項第三号の補助限度額における浸水対策施設整備費は、附則の定めにかかわらず算定の対象とする。）。

4 大規模流通業務施設整備事業

一 2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）に係るランプウェイ、スロープ型の共用車路、共用エレベータ又は共同施設（緑地、広場、駐車場、共用通行部分、共用待機施設、避難設備、消火設備及び警報設備）の整備に要する費用を交付対象とする。なお、駐車場整備についてはその費用に4分の1を乗じて得た額を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

5 交通施設整備事業

一 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場（駐車施設、荷待ち施設、転回施設）及び通路の整備に要する費用を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

6 調査・評価等事業

一 流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等の実施に要する費用（事務費を含む。）を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。

7 事務事業

一 事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業の実施に要する費用を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。

三 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

（ア）事業計画策定調査及び拠点整備事業に要する費用を交付するための費用

（イ）事務費

（ア）に掲げる費用の0.1%から3.0%までの範囲内において大臣が定める率を乗じて得

た額とする。ただし、この率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。

8 交付規程の承認

前項の事業を行おうとする者は、補助金の交付手続き等について、交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、変更する場合も同様とする。

第3章 国際競争業務継続拠点整備事業

第19条 補助金の交付対象等

1 整備計画事業調査

- 一 制度要綱第30条に定めるエネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内とする。

2 エネルギー導管等整備事業

- 一 制度要綱第31条に定めるエネルギー導管等整備事業で、都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、次に掲げる施設及びそれらの付帯施設の整備に要する費用を交付対象とする。
 - イ エネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）
 - ロ エネルギー貯留施設
 - ハ エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）
 - ニ 指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備
 - ホ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第63条第3項に基づく脱炭素都市再生整備事業について同法同条第1項に基づく整備事業計画の認定を受けた事業、かつ、当該エネルギー導管等整備事業の供給区域においてエネルギー施策（再生可能エネルギー施設の整備等）、交通施策（EVステーションの整備等）、緑施策（緑地の整備等）に関する各施策の取組みが合わせて行われる場合は、高度な機能を備えたエネルギーマネジメントシステム
 - 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構、協議会、又は民間事業者等に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
 - 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、第一号に定める費用を補助基本額とし、民間事業者等が実施する事業（地方公共団体が民間事業者等に補助する事業を除く）にあつては、第一号に定める費用の23.0%を補助基本額とし、地方公共団体が民間事業者等に補助する事業にあつては、第一号に定める費用の23.0%のうち当該地方公共団体が民間事業者等に補助する経費、又は第一号に定める費用の3分の2のいずれか低い額を補助基本額とし、予算の範囲内において補助基本額の5分の2以内とする。
- 3 前項の補助金の交付額の総額は、エネルギー導管等整備事業計画あたり20億円を上限とする。

第12編 削除

第20条から第20条の2まで 削除

第13編 まちなかウォークブル推進事業

第21条 補助対象

1 総則

補助金の交付対象事業は、制度要綱第13編第42条第1項に規定するウォーカブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表10－（1）（以下「事業一覧表」という。）第1項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項（第14項第4号を除く）までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第31項までの事業とする。

ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第13編第40条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。

2 交付対象事業の特例

一 既存建造物活用事業

まちなかウォーカブル推進事業における既存建造物活用事業の実施については、事業一覧表第14項第3号の規定に関わらず、民間事業者等が行う滞在の快適性等の向上に資する施設等（以下「滞在快適性等向上施設等」という。）（一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）に関する事業についても交付対象事業とするとともに、事業一覧表第14項第3号の施設に係る規定を準用する。

二 街なみ環境整備事業

まちなかウォーカブル推進事業における街なみ環境整備事業の実施については、まちなかウォーカブル区域が定められた地区を景観地区が定められた地区とみなして、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－16－（9）の規定を適用する。

ただし、当該事業は、滞在快適性等向上施設等に関する事業のうち国土交通省が定めるものに限るものとする。

三 計画策定支援事業

まちなかウォーカブル推進事業における計画策定支援事業の実施については、当該事業を実施する区域が所在する市町村が作成する都市再生整備計画に国土交通省が定める重点的に取り組むテーマ及びテーマに即した目標・指標が設定されている場合に限り、実施が可能なものとする。

なお、まちなかウォーカブル区域を定めていない市町村の区域において、まちなかウォーカブル区域を定めることを目的として実施する場合に限り、制度要綱第13編第41条の規定によらず、同条第1項に規定する地区において実施することができる。

四 道路

まちなかウォーカブル推進事業における道路の実施については、事業主体が都道府県である場合に限り、以下のいずれかに該当する道路の整備についても交付対象事業とする。

- ① 都道府県道の新設、改築又は修繕。ただし、地域高規格道路等大規模な事業を除く。
- ② 道路法第12条ただし書に基づき都道府県が行う国道の新設又は改築。
- ③ 道路法第13条第1項に基づき都道府県が管理する国道の修繕。

第 21 条の 2 補助金の額

国は事業主体に対し、まちなかウォークアブル推進事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、交付金交付要綱附属第Ⅲ編第 1 章イー 10－(2) 1. ロに規定する式により算出された交付対象限度額以内とする。

第 14 編 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第 22 条 補助金の交付対象等

本編で定める補助金の交付対象はグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第 46 条各号に掲げる事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる事業ごとに当該各号を定める費目（都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成 13 年 6 月 27 日国都総第 2000 号。以下「都市局要領」という）別表 2 に掲げる本工事費、附帯工事費、測量設計費の各費目に該当する費用を対象とする。

一 公園緑地の整備

公園緑地の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、原則として都市公園として管理するものであること（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの）

二 公共公益施設の緑化

公共公益施設の緑化に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。

三 民間建築物の緑化

民間建築物の緑化に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、公開性があるものに限る（民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の 25%以上かつ 500 m²以上であり、10 年以上にわたり適切に管理されるものを除く）。

四 市民農園の整備

市民農園の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第 1 章イー 12－(4) 2. 2 に定める事業要件を満たすものに限る。

五 緑化施設の整備

緑化施設の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、第一号から前号までのいずれかと併せて整備することで目標達成に資するものに限る。

六 既存緑地の保全利用施設の整備

既存緑地の保全利用施設の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものに限る。

七 グリーンインフラに関する計画策定

グリーンインフラに関する計画策定に関する測量設計費。ただし、第一号から前号までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

八 整備効果の検証

整備効果の検証に関する測量設計費。ただし、第一号から第五号までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

九 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高い Well-being 向上に資する事業が含まれるものに限る。

第23条 補助金の額

国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施に要する費用について、施設の整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。

第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第24条 補助対象

1 本編で定める補助金の交付対象は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第50条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。

一 3D都市モデルの整備に関する事業

3D都市モデルの整備又は更新に要する費用

二 3D都市モデルの活用に関する事業

次の(1)又は(2)に該当する事業に要する費用

(1) 地方公共団体にあつては、都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に必要な費用

(2) 民間事業者等にあつては、3D都市モデルを活用した社会課題解決に資するサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用

三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用

2 前項の補助に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき活用されることが見込まれること。

二 国が定める「3D都市モデル標準製品仕様書」及び「3D都市モデル標準作業手順書」に準拠した前項第一号の事業による3D都市モデルの整備が行われることが確実であること。

三 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが可能な範囲でオープンデータとして公開されることが確実であること。

四 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが適切に更新され、継続的に活用されることが見込まれること。

第25条 補助金の額

1 地方公共団体に対する補助

一 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。

二 国は、予算の範囲内において、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前号にかかわらず、予算の範囲内において、地方公共団体が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。この場合、10,000千円を超えた分については当該地方公共団体が負担するものとする。

(1) 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。

(2) 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。

(3) (2)の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。

三 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施する者に対して補助する費用（事務費を含む。）の2分の1以内又は当該事業に要する費用の3分の1以内のいずれか低い額を補助することができる。

2 民間事業者等に対する補助

国は、予算の範囲内において、民間事業者等が行う都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内又は50,000千円のいずれか低い額を補助することができる。

第25条の2 取得財産等の管理等

1 事業主体は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 事業主体は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第25条の3 財産処分の制限

事業主体が取得財産等について処分をしようとするときは、都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（平成20年12月22日国都総第2449号）の規定に準じた申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、事業主体は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第16編 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第26条 補助対象

- 1 本編で定める補助金の交付対象は、制度要綱第53条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。
 - 一 テレワーク拠点施設の整備に関する事業
テレワーク拠点施設の整備に関する費用。ただし、現に活用されていない公共公益施設を活用したものであること。なお、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下この編において「法律」という。）第28条第1項に規定する特定居住支援法人（以下この編において「法人」という。）が整備する場合においては、営利目的を除くものとする。
 - 二 テレワーク拠点施設に併設する関連施設の設置に関する事業
テレワーク拠点施設に併設する移住等に資する施設の設置に関する費用。
 - 三 移住等に資するソフト事業
移住等に資する交流イベントや情報発信に関する費用。
- 2 前項の補助に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項に定める事業と併せて総合的な移住等促進策を行うこと。
 - 二 法律第22条第1項に規定する特定居住促進計画策定以前において、移住等に関する取り組みを積極的に行っていること。
 - 三 法人においては、前項第一号に定める事業に対して市町村から補助を受けていること。
 - 四 前項第一号、第二号及び第三号すべての事業を実施すること。ただし、第二号及び第三号については、当該補助制度の活用を必須としない。
- 3 第1項第一号で定める事業は、次のすべての要件に該当する区域において行うものとする。
 - 一 都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれか。
 - 二 法律第22条第2項第一号に規定する特定居住促進区域。なお、法律が施行された年度及びその翌年度に限り、指定見込みの区域も対象とする。

第27条 補助金の額

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業（以下単に「事業」という。）にあつては、2分の1以内、法人が実施する事業にあつては、3分の1以内の額を補助することができる。

附則

- 1 施行期日
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 廃止
都市再構築総合支援事業費補助交付要綱（平成11年3月19日都計発第12号、住街発第22号 建設省都市局長、住宅局長通達）、街並み・まちづくり総合支援事業費補助交付要綱（平成6年6月24日建設省経宅発第100号、建設省都計発第84号、建設省住街発第72号 建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通達）、土地集約整形化有効利用推進計画作成事業補助金交付要綱（平成11年12月9日建設省都政発第55号 建設省都市局

長通達)、都市基盤整備推進公共用財産特定事業費補助金交付要綱(平成8年5月24日建設省会第10号 建設省官房長通達)、都市再生区画整理事業費補助交付要綱(平成11年3月19日建設省都区発第16号 建設省都市局長通達)、次世代都市整備事業費補助交付要綱(平成9年4月1日建設省都政発第17号、建設省都区発第24号 建設省都市局長通達)及び都市構造再編促進事業費補助交付要綱(平成9年4月1日建設省都計発第59号、建設省都再発第27号、建設省都街発第48号、建設省都区発第26号 建設省都市局長通達)は廃止する。

3 経過措置

この要綱の施行前に街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱(平成6年6月24日付け建設省経宅発第99号、建設省都計発第83号、建設省住街発第71号)に基づく緑住まちづくり推進事業に対する補助の交付を受け、かつ、制度要綱第3編の規定により都市再生区画整理事業とみなした事業に係る第6条の3第2項第十号の規定については従前の事業の規定による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成12年11月22日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 都市防災推進事業に係る経過措置

平成12年度以前に災害危険度判定等調査又は都市防災に関する計画策定を行った地方公共団体が平成13年度以降に引き続き行う都市防災に関する計画策定については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 都市防災総合推進事業に係る経過措置

第10条の2第4項第二号ハに係る改正にあつては、平成13年度以前に都市防災不燃化促進を行った地方公共団体が平成14年度以降に引き続き行う都市防災不燃化促進については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 12 月 19 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止

都市再開発関連公共施設整備促進事業補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省都再発第 21 号、建設省住街発第 22 号建設省都市局長、住宅局長通知）及び田園居住区整備補助金交付要綱（昭和 63 年 6 月 16 日建設省都計発 67 号の 2、建設省都区発第 61 号の 2）は廃止する。

3 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の都市再開発関連公共施設整備促進事業補助金交付要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 都市再生区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の田園居住区整備事業補助金交付要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成18年4月1日から施行する。ただし、第3編第6条の2第1項第二号口及び第三号に掲げる規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の施行の日から施行する。

2 経過措置

一 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 エコまちネットワーク整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている次世代都市整備事業については、平成19年3月31日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成18年8月22日から施行する。

2 暮らし・にぎわい再生事業に係る経過措置

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の施行日から3年経過するまでは、本要綱第11編中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項ハ、第3条の3第1項及び第2項第一号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

2 都市再生交通拠点整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成19年8月6日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成21年1月27日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る措置

一 第6条の3第2項第三号に規定する浸水対策施設整備費、公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1/3及び同号ハについては、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とし、平成20年度一般会計補正予算（第2号）に限る。

二 第6条の3第2項第三号に規定する土壤汚染対策費については、土壤汚染調査を実施した結果、事業を継続するために土壤汚染対策を講じなければならない事業であり、かつ、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とし、平成20年度一般会計補正予算（第2号）に限る。

3 民間都市開発緊急促進事業に係る措置

一 平成20年度一般会計補正予算（第2号）に計上された民間都市開発緊急促進事業の補助金の交付対象は、制度要綱附則に定める地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社が行う特定民間都市開発事業のコーディネート事業とする。

二 前号に掲げるコーディネート事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業に要する費用の2分の1以内とする。

この場合において、補助金の交付の対象となる事業に要する費用の額は、特定民間都市開発事業のコーディネート事業に要する費用の額とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成21年4月1日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る措置

第6条の3第2項第三号ハ、ニ及びホについては、平成22年3月31日までの措置とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

2 都市再生ファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 まち再生総合支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 2 月 17 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

一 本改正要綱の施行（平成 26 年 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成 28 年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成 30 年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合の土地区画整理事業の地区を、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区とみなす。

二 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる都市再生区画整理事業に関しては、平成 28 年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画

の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

本改正要綱（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、制度要綱附則第 3 項第五号を適用する事業（ただし、人口集中地区に係る地区に存しない区域で行われる事業に限る。）の場合、交付要綱第 3 編第 6 条の 3 第 1 項第二号及び第 2 項第二号、並びに第五号及び第七号を適用しない。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際競争業務継続拠点整備事業に係る経過措置

第 19 条第 2 項第一号の規定は、平成 29 年度末までは、「都市再生安全確保計画に位置付けられる」を「都市再生安全確保計画に位置付けられる、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 30 年 7 月 15 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 景観まちづくり刷新支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 まちなかウォークابل推進事業に係る経過措置

本改正要綱の施行（令和２年４月１日）の日から令和３年度末までの期間において、まちなかウォークابل区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークابل推進事業を実施する場合は、令和３年度末までにまちなかウォークابل区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークابل推進事業の実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和２年９月７日から施行する。

1 施行期日

改正後の要綱は、令和３年１月２８日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和３年７月１５日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

本改正要綱施行（令和３年７月１５日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、交付要綱第６条の３第２項第五号トに関する規定はなお従前の例による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和４年４月１日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

一 交付要綱第３編第６条の２第十五項ロに関する規定について、本改正要綱の施行（令和４年４月１日）の日から令和６年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。

二 この要綱の施行の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、交付要綱第３編第６条の３第２項第五号チに関する規定はなお従前の例による。

3 まち再生出資事業に係る経過措置

第１２条第２項の規定は、民間都市開発推進機構が令和６年度末までに行う支援については、適用しない。

4 まちづくりファンド支援事業に係る経過措置

第１４条第２項第２号、第１４条の２第２項第３号及び第１４条の３第２項第３号の規定は、民間都市開発推進機構が令和６年度末までに行う支援については、適用しない。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

１ 施行期日

改正後の要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２ 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に係る経過措置

当該事業の支援期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日とし、令和１１年度中に見直しを行うものとする。

なお、見直しにより当該事業が廃止となる場合、廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

１ 施行期日

改正後の要綱は、令和６年１１月１日から施行する。ただし、第１２条第１項第１号及び第２２条第１項第９号の改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４０号）の施行の日から施行する。

附則

１ 施行期日

改正後の要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２ 都市再生区画整理事業に係る措置

第６条の２第十六号に関する規定について、地籍整備推進調査費補助金との整合性を確保するため、同補助金の内容が変更される際には、見直しを検討するものとする。

３ 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業に係る経過措置

当該事業のうち、民間事業者等が事業主体となる事業への支援期間は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとし、令和１２年度中に見直しを行うものとする。

別表

○第2編第1章（都市再生総合整備事業（総合整備型））の第2条第4項及び第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条第1項第1号に係るもの

補助金の交付対象施設及び交付対象費用等

施設 区分	補助金の交付対象施設	交付対象費用等
I 地 域 生 活 基 盤 施 設	地区施設である道路、公園、 緑地、広場 (以下「道路等」という。)	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 用地費 b 道路等の建設に要する費用
	一般公共の用に供する駐車 場、自転車駐車場 (以下「駐車場等」とい う。)	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 駐車場及び自転車駐車場の建設工事（購入 の場合を含む。）に要する費用 ただし、駐車場については設計に要する費 用及びロについては、1事業対象地区当たり お おむね500台の駐車場の整備に要する費 用を限度とし、機械設備相当分（全体の4 分の1とみなす。）に要する費用とする。
	荷物共同集配施設	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 建設費 荷物共同集配施設の建設に要する費用 b 購入費 荷物共同集配施設を整備するに当たっ て、建築物の一部を取得する際に要する 費用（地方公共団体が取得するものに限 る。)
	多目的広場 公開空地（屋内空間を含む）	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用

		ロ 施設整備費 多目的広場及び公開空地の建設に要する費用
	集会所	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 集会所の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、補助金の額は 50,000 千円を限度とする。
	情報板	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 情報板の建設に要する費用
	耐震性貯水槽 備蓄倉庫	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 耐震性貯水槽、備蓄倉庫の建設に要する費用 ただし、次のいずれかの要件に該当する地区内に設置されるものに限る。 a 災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 10 号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、事業の対象地区内又は対象地区に隣接していること。 b 事業対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること。 c 事業対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること。
Ⅱ 高 質 空	Ⅰ 又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 緑化施設等の整備に要する費用

間 形 成 施 設	カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント 等 (以下「緑化施設等」という。)	
	電線類地下埋設施設	宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもので、その整備に要する費用（電力管理者が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものとする。 イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路、電線類の材料費及び敷設費及び付帯設備の整備費及び引き込み部の工事に要する費用
	地域冷暖房施設	設計費 設計に要する費用
	I 又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における歩行支援施設、障害者誘導施設等	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 歩行支援施設、障害者誘導施設等の整備に要する費用
Ⅲ 高 次 都 市 施 設	地域交流センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（1 整備地区における補助金の額は 700,000 千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合にあっては、1,000,000 千円）を限度とする。） a 建設費 地域交流センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 購入費

	地域交流センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積がおおむね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用 c 空地等整備費 地域交流センターの敷地内に設置される通路（公衆が地域交流センターの出入り等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用
高度情報センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（1整備地区における補助金の額は700,000千円を限度とする。） a 建設費 高度情報センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 情報通信施設整備費 高度情報センターに設置する情報通信機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のものとして整備した場合に要する費用により按分した額とする。）及び外部の通信幹線等と高度情報センターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c 購入費 高度情報センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積がおおむね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用

	用 d 空地等整備費 高度情報センターの敷地内に設置される通路（公衆が高度情報センターの出入り等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用 e 制振・免震構造化工事費 高度情報センターを制振・免震化構造とするために必要な費用 f 防災施設整備費（次のイ、ロに掲げるもの） イ. 消火の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用 ロ. 避難用施設のうち排煙施設、非常用照明装置、及び防火戸（道路、階段、及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用
複合交通センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用。ただし、地盤調査及び実施設計に要する費用については、それぞれに要する費用にロのS1のS2に対する割合を乗じて得た額 ロ 共用施設整備費 複合交通センターの共用部分（エレベーター、エスカレーター、廊下、階段、ホール、歩行者広場等で、2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備（日本国有鉄道清算事業団用地を活用して土地信託等により建設された複合交通センターの共用部分の取得及び市街地再開発事業等により建設された複合建築物の一部である複合交通センターの共用部分の地方公共団体による取得を含む。）に要する費用で、次式により算出した額

	$P = C \times S_1 / S_2 + E$ ただし P : 共用部分の整備に要する費用 C : 複合交通センターの建築主体工事費（複合交通センターの総工事費から屋内設備工事費及び屋外付帯工事費を減じた額） S₁ : 共用部分の延べ床面積 S₂ : 複合交通センター全体の延べ床面積 E : エレベーター、エスカレーター等の設備工事費及び条例により附置義務のある地区における駐車場施設の整備に要する費用（共用部分に対して条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）
アーバンマネジメントセンター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 建設費 アーバンマネジメントセンターの建設工事に要する費用 b 情報通信施設整備費 アーバンマネジメントセンター内に設置する情報通信器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々情報通信システム専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。）並びに外部の通信幹線とアーバンマネジメントセンターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c 購入費 アーバンマネジメントセンターを整備するに当たって、建築物の一部を取得する際

	に要する費用
人工地盤、立体遊歩道 (以下「人工地盤等」という。)	イ 設計費 基本設計、地盤調査費及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費 人工地盤等の建設に要する費用

(注)

この表において、「施設整備費」に係る補助金の交付対象費用の額は、既存建造物を活用する場合（ただし、耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。）にあつては、当該既存建造物の購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用を含むものとする。ただし、この場合の購入に要する費用に係る補助対象の額は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和38年4月13日建設省計発第18号）第二の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。

また「事業対象地区」とは、第2編第1章（都市再生総合整備事業（総合整備型））の第2条第4項における「特定地区」、第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条第1項第1号における「整備地区」及び第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条の2第1項第2号における「事業地区」を指すものとする。

別表－2

○第11編（国際競争拠点都市整備事業）の第17条第1項第3号に係るもの

事業	率
道路法第56条に規定される事業	道路法第56条に定める補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第2項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）別表（第38条関係）に定める負担又は補助の割合

別表－3

○第3編（都市再生区画整理事業）の第6条の3第2項第1号、第2号並びに第3項に係るもの

種 別	工 種	交 付 対 象 の 範 囲
	建 築 物	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号）

移 転 移 設	移 転	工 作 物 墓 地	以下「公共細目」という。)第2第1項及び組合等区画整理補助事業実施細目(平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。)第2第1項によること。
		仮設建築物	仮設建築物の整備に要する費用
	移 設	電 柱	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		鉄 軌 道	
		上 水 道	
		ガ ス	
		下 水 道	
		工業用水道 及びかんがい用排水 施設	
		電 線 等 の 電 氣 的 設 備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」(昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号)及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」(平成10年7月21日付け建設省都街発第56号)に基づき、施行者の負担となるべきもの
公 共 施 設 工 事		高 圧 線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	道 路 築 造	土工(切土 盛土等)	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		敷 砂 利	
		排 水 施 設	
		橋 梁	必要があると認められるもの
		立 体 交 差	施行者の負担となるべきもの
		植 樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		交 通 安 全 施 設	
	舗装		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
	河川 水路		
	公園		
	そ の 他	地区外 関 連 工 事	法第135条に規定するもの。
		エリアマネ ジメント推 進公共施設 整備管理協 定に基づき 公共施設の 整備及び管 理を行う者 が行う公共 施設工事	施行者の負担となるべきもの (施行者が公共施設管理者と協議し整備する場合の公共施設工事費を限度とする)
整 地	宅 地 整 地		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公 開 空 地 整 備	築 造		公共施設工事に準ずる。
供 給 処 理 施 設 整 備	上 水 道 、 電 氣 ・ ガ ス 、 下 水 道 そ の 他 の 供 給 処 理 施 設		新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの(管理者による別途事業として実施すべきものは除く。)
電線類地 下埋設施	電線類地下 埋設施設整		管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、第6条の2第二号に掲げる経費を限度

設整備	備費	とする。
立体換地建築物工事	立 体 換 地 建築物工事 費	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、第6条の2第四号に掲げる経費を限度とする。
防災関連施設整備	防災関連施設整備費	防災関連施設の整備に要する費用
浸水対策施設整備	浸水対策施設整備費	浸水対策施設の整備に要する費用（ただし、他の工種に該当する費用は除く）
エリアマネジメント活動拠点施設整備	エリアマネジメント活動拠点施設整備費	エリアマネジメント活動拠点施設の整備に要する費用
減 価 補 償	減価補償金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当用地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対象としない。
機械器具費	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
調 査 設 計		